

Title	戦後の関税政策 ( 上 )
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.4 (1917. 4) ,p.429(1)- 452(24)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170401-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170401-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(む望を記附御旨るよに告廣誌雜會學田三は節の文注御へ主告廣)

# 越三の月四

第廿三回新柄陳列會

一日より廿日迄

寄切見切反物賣出し

一日より廿五日迄

洋傘陳列

一日より

五月人形陳列會

五日より五月四日迄

懸賞裾模様圖案陳列

十日より廿日迄

三越吳服店



東京

## 三田學會雜誌 第十一卷第四號

論 說

### 戦後の關稅政策(上)

堀江 歸一

昨年九月二十二日より同二十五日に至る四日間に亘り、佛國巴里に佛、英、白、伊、四箇國の産業組合代表者の國際會議開會せられ、戦後産業上の關係を議題として、審議を爲したる際、佛國經濟學界の耆宿シャール、デード氏は同會議の需に應じて、一片の意見書を寄せ、其結論に於て、戦後に於ける佛國關稅政策の方針として、左の數

第十一卷 (四二九) 論 說 戦後の關稅政策

第四號

簡條を公にしたり。

(一) 聯合諸國間に於ける通商條約は出來得る限り之を擴張し、運輸、通信、移民、歸化、工場法統一の如き交易の爲めに行はるゝ事項は勉めて之を獎勵し、以て隣接せる諸國の間に於て、完全なる聯合を樹立するの計畫に歩を進めざる可からず。而して未だ自治の認められざる殖民地に對しては、門戶開放の主義を確立せしむるを要す。

(二) 中立諸國に對しても亦最惠國の取扱を與ふるに勉めざる可からず。

(三) 獨逸、奧地利其他の同盟諸國に對して、諸國の貿易を破壊するが如き目的を以て組織ある排貨を行ふの政策は之を行はざるを以て、可なりとするのみならず、獨逸、奧兩國をして國際仲裁の原則を遵守する條件の下に、自由に聯合諸國の市場に接近せしむるを以て、利益ある處置なりとす。

(四) 輸入税の問題に就ては其賦課が生活費に及ぼす反動を考量して、消費者并に勞働者の利害に最も重きを置かざる可からず。固より國庫收入を純粹の目的とし、國庫に必要なる收入を齎す可き輸入税には反對せざれども、或る特殊の

産業の利益を保護するとを單獨の目的とする課税には反對を表せざるを得ず。(五) 國民的活動の餘地を大ならしむるが如き新産業の創設を助成するは可なりと雖も、産業政策の目的として、自國をして他國より獨立せしむるの必要を認むる能はず、寧ろ國際間に於ける分業并に協同を以て、今後の産業政策を律するの方針とせざる可からず。

固より以上の所説はジード氏の一家言にして、佛國の輿論を代表するものと認むる能はず。思ふに右の意見に左祖するはイーヴギ、ヨー氏を會頭とする自由貿易協會員の一派に止まり、寧ろ國內に於ては戦後保護關稅則を厲行し、少なくとも敵國側の供給せんとする物資に對しては、關稅の障壁を高くして、以て内國産業を保護する希望の熾烈なるものがあるが如し。而して英國に於ても曩に商務院内に特設せられたる委員會が戦後關稅政策の方針として、外國輸入品に對する保護税の賦課、殖民地産物に對する特惠關稅の採用を提議したるに次いで、バルフォア、オヅ、パーレー卿を委員長とする委員會が同様の意見を發表したる等保護貿易に關する主張漸く世上に顯著ならんとするものあり。然らば歐洲戦争の終熄を一新

紀元として、英國の如き自由貿易國は保護政策を採用し、佛國の如き舊來の保護貿易國は益々保護の方針に猛進するに至るものと見る可きか、將た又反對の方嚮に向はんとするか、抑も亦巴里經濟會議の決議は此問題に對して、如何なる關係を有するか、戦後の關稅政策を考量するに當て、共に研究を要する所なり。

十九世紀後半世の關稅史に徴するに、一國が大規模の戦争に従ふや、其國際間の戦争たると、内國に於ける戦亂たるとを問はず、戦後に於ては、必ず保護關稅則の誘導せらるゝ事實甚だ多し。合衆國近代の保護關稅の如き、即ち南北戦争の遺物にして、同戦争以前に於ては、合衆國の關稅則は寧ろ自由貿易に傾き、現に千八百五十七年の關稅則の如き、千八百十六年以來稅率の最も低き稅則を以て目せられたり。然も戦時政府が財政の必要に基きて、關稅率を増徴するや、同時に物產稅を増徴したるを以て、海關稅と物產稅とは互に或る程度まで均衡を保ち、前者をして敢て保護稅の色彩を有するに至らざらしむるを得たれども、戦後物產稅の廢止せられたるに拘はらず、關稅の賦課は依然たりしを以て、忽にして内國産業に保護を加ふるの効果を及ぼしたり。蓋し戦時に賦課せられたる所得稅は憲法の規定に牴觸す

るの故を以て、戦後に亘つて、之を存續す可からざるの一事は高率なる關稅を持續して、國庫の收入を豊富ならしむる一の理由に充てられたるが如しと雖も、一方に關稅と均衡を保ちたる物產稅を廢止して、關稅に財政關稅たるの意義を喪失せしめ、之を純然たる保護關稅たらしめたるに就ては、戦後資本勞働の不足、物資の破壊等に依て、自ら疲弊を免かれざる内國産業を保護する希望の藏せられたることを疑ふ可からず。

更に佛獨兩國の千八百七十一年以後の状態に就て考ふるも、兩國の保護關稅實施が戦後の經濟策として、立案せられたるものなることを認むるに難からず。即ち戦後に於ける國債費并に軍事費の増加は關稅の増率に恰好の辭柄を與ふる一方に、戦後商工業疲弊し、失業の増加するや、之を以て英國製造業者のダムピングを行ふに歸し、二者相重なりて、保護關稅を誘導するに至れるものと見る可く、而して兩國共に保護の及ぶ所は獨り製造工業に止まらず、農業を包括するに至るは、製造業に保護を加ふる爲めに、農業の蒙らんとする損害を保護關稅に依て相殺するの必要に出でたるものとす可し。殊に國際間の戦争に於て、一方の交戦國と他方の

交戦國との間に平和時代に存立したる經濟上の關係斷絶し、交戦國と中立諸國との通商上の關係亦優勢なる海軍力を擁する敵國の爲めに遮斷せらるゝや、交戦國は戦時最も多量の物資を必要とし、然も國內生産勞働者を徵募して兵卒とし、勞働者不足の爲めに、自ら内國生産業の規模の減縮したる時に於て、物資の供給を外國に仰ぐの道を失ひ、或る程度まで一國は平生の國際經濟に對して、孤立經濟を營まざるを得ず。此結果として、戦後に於ては二様の方面より保護關稅に關する主張の勃興するを免かれず。其一は孤立經濟の下に、供給の急劇に不足したる物資を内國に於て補充するの目的を以て企劃せられたる事業が、戦後國際通商上の關係の舊に復したる際、外國の競争を蒙りて、不利の状態に陥らんとするは勢の避け難き所なるを以て、保護關稅に依りて、外國の競争を緩和するの必要を生じ、斯くて保護關稅論の勃興を促すの原因を成す可く、他の一は戦時外國殊に交戦國より物資の供給杜絶して、孤立經濟の下に、國民生活上に種々の不便を生じ、戦後國民の腦裡に此不便を感じたるの念深刻なるや、國民は將來に起る可き戦争に於て、再び同様の不便を繰返すを憂ひ、平和の時代に於て自給自足主義に據りて、經濟生活の獨立を期

圖せんとし、此主義を實現する手段として、保護關稅論に勢力を與ふるの事情を生ず可し。即ち後者の論據に基く保護關稅論は國防完成の見地に於て主張せらるゝものにして、自由貿易を經濟上の立脚點に於て有利なりとする論者の間にも國防の爲めに、經濟上の利益を犠牲に供して、以て保護關稅論に與するの勢を生せんとするが如し。此種の思想は敢て今日に其端を發せるに非ず、既往幾多の機會に於て表明せられたるの事例あり。現にアダム・スミスの如き國富論第四編第二章に於て、内國産業を獎勵する爲め、外國産業に或る負擔を加ふるを以て、有利なりとする場合ありとし、其場合の一を以て或る特殊の産業が國家の防護に必要なとききなりとし、又或る特殊の製造品にして社會の防護に必要なときには、其供給に就て外國に依頼するを以て、常に慎重の用意を得たるものとする能はずと云ひ、一面に於て自由貿易論を主張しながら、他の一面に於て、國防上の見地より貿易制限の己むを得ざる場合あることを論述したり。戦争は一國をして國力の限度を盡して外國と抗争せしむるものにして、此時に於て一國の最も痛切に感ずる所は國防の充實せるや、將た又其或る方面に缺陷の存するものなきや否やの一事にして、

假令兵力豊富、兵種優秀を極めて、敵國を壓倒するに足るものありとするも、平生兵器糧食其他の軍需品を敵國に仰ぎて、其供給杜絶し、又中立國より之を仰ぐ爲めに、敵國に依て其輸送の道を遮断せられんか、軍事上の行動に大なる支障を訴へざるを得ず。一國が戦時に斯る支障を感せんか、戦後其記憶の國民の腦裡を去らざる一方に、近き將來に再度の戦争に遭遇するの危険ある限り、國防充實の見地より、保護關稅に依て、貿易の自由を制限する議論の生ずるは、當然の數とす可き所なり。

二

之を歐洲戦争に於ける事歴に徴するに、戦争にして短日月の間に終熄したらんには、戦後の經濟政策に何等の異變を齎らざるを得たる可しと雖も、今日の如く開戦以來二年八箇月を経て、尙ほ平和克復の曙光に接する能はず、否今後幾何の歲月を送迎して、戦争の終熄を見るや、測り知る可からざるに於ては、第一交戦國間に於ける通商上の關係は全く断絶し、第二交戦國と中立諸國との通商關係も亦船舶の不足、海上の危険等に基く運賃保險料の騰貴に依て制限せられ、第三運賃保險料、

の騰貴に基く輸入品價格の昂騰は、内國の生産業者に對して保護關稅の賦課と同様の作用を致し、第四交戦諸國に於て軍需品輸送の餘地を大にし、又輸入超過決濟の方法を容易ならしむる爲めに行ふ輸入禁制は更に内地産業に對する保護の効果を著しくし、是等幾多の事實は相重なりて、戦時交戦國內に新事業の勃興を促し、又舊來存在する事業の規模に擴張を來したることを疑はず。戦後斯る經濟上の變動の消滅したる時に於て、是等の變動より生じたる保護の效果に代らしむるに、保護關稅の適用を以てすることなきや否や。況や戦後財政に於て、輸入税を通じて、國庫の増加を謀るの必要あり、又戦時に勃興したる自給自足主義の經濟生活を必要とする議論は、戦争再發に關する疑惧心の國民の間に消失せざる限り、一箇の勢力を有することも亦顧みざる可からざるに於てをや。

英國に於て、十九世紀の後年公平貿易主義なる名稱の下に現はれたる關稅改革論が、後に殖民地特惠關稅の主張と爲り、次いで保護關稅の色彩を有するに至れるは、要するに戦争と戦争準備の爲めに起れる「ミリタリズム」の結果に外ならず。蓋し英國の製造業者が内外國市場に於ける外國の競争の劇烈を加ふるに隨ひ、保護

關稅に依て、内國市場を獨占するの必要を認め、其主義を保守黨の政綱に加へしめんとして、努力したるや、年の久しきものあり。而して土地所有者并に小作人も亦多年食料品代價の低落に苦しみ、農業保護を政治上の實際問題たらしめんとして、已まざりき。然も英國に於ける自由貿易論の根柢は甚だ深くして、容易に之を動かす能はず、食料品に對する課稅の如き、殖民地特惠の理由を以てするも、農業保護の必要を以てするも、將た又關稅目的物擴張の口實を以てするも、遂に實際的效果を求むる能はざりき。然るに南阿戰爭は大英帝國統一の運動に新面目を與ふるの機會を開きたり。固より大英帝國なる名の下に統一せらる可き帝國の組成分子は世界の各方面に散在する殖民地にして、帝國と殖民地との間には勿論、一の殖民地と他の殖民地との間にも大なる海上の距離の存するものあるを以て、帝國統一と云ふが如き單に名義に於て然るを得るに止まり、其實體に至つては、地理上の關係より、深き意義を之に有せしむるの困難なるは、論を俟たず。然も戰爭を機會として、自治殖民地の間に帝國統一の感情起り、此感情に支配せられて、戦時母國の國難を救援したるを以て、戦後に母國殖民地を統一し、特惠關稅制度に依て、兩者の

經濟關係を緊密ならしむる運動の熾烈と爲れるは、敢て怪むに足らず。況や、戦後公債増加の爲めに、財政上に加ふるに至れる壓迫、海軍擴張費に對する財源の調達は相重なりて、租稅基礎擴張の說を生じ、此點より更に關稅制度の變革を必要とする事情存在するものと想像す可き理由のあれるに於てをや。

斯くてチエンパーレン氏は此時を以て、關稅改革の機運熟したるものと認め、同志を率ひて、改革の運動に従うに至れりと雖も、氏の明敏を以てして、尙ほ時機を捉うることを誤まり、戦後の財政困難殊に統一黨内閣の失政に依て加重せられたる財政上の困難は却て自由黨内閣の施設に依て除却せられ、戦後商工業上の悲境も漸次恢復の緒に就きたる一方に、國民が低廉なる價格を以て、食料品の供給を收め、同様の價格を以て、工業上の原料品を得ることの國民生活上に、工業維持上に有利なりとする念慮は牢として動かす可からず。遂に特惠關稅の下に労働者の賃金を増進するに至る可し、労働者職業の範圍を擴張す可し、國家の天然資源を維持す可し、外國貿易をして有利なる方嚮に就かしむるを得べしと云ふが如き、關稅改革論者の議論は何等の効果を齎すに至らず、關稅改革期成の機關として、千九百四年

チエンパーレン氏に依て組織せられたる關稅調查會は今日に至るまで、サー・ジキ  
 ー・ケイロードを委員長として存續し、外に帝國關稅調查會、關稅改革協會、青年帝國  
 協會、婦人統一并に關稅改革協會等を補助機關として、羽翼を張るものゝ如しと雖  
 も、其業績に至つては、一として擧ぐ可きものを認むる能はず。

然れども南阿戰爭の後に於て、上記の事情に依て、關稅改革論の勃興を來したり  
 とすれば、歐洲戰爭の後に於ても亦同様の事情に依て、同様の状態を醸成するに至  
 らざるや否や。今回の戰爭に於て、英國が殖民地より兵員の徵募に於て、物資の供  
 給に於て、將た又軍資金の調達に於て、援助を受けたることの大なるは、南阿戰爭の  
 比に非ず、殖民地は愛國の至情に促されて、母國の難に殉したるものにして、固より  
 其間に報酬を求むるが如き私心の存せざるは、之を諒とせざる可からずと雖も、母  
 國は情誼の上に於て、殖民地の愛國的行動に酬ゆる所なかる可からず。一方に財  
 政上の關係を見るに、英國は開戦以來屢次増稅を行ひ、租稅の收入に依て軍事費に  
 對する財源を調達するの方針を取れるが故に、千九百十四年度と千九百十六年度  
 とを比較すれば、各種租稅の收入に左の如き増加を示すことゝ爲れり。

	一九一四年度	一九一六年度	増收額
海關稅	三九、一五〇、四九二	七一、〇〇〇	三二、八四九
物產稅	四二、四一九、一六七	六二、〇〇〇	一九、五八一
所得稅	六九、五四四、八五四	一九五、〇〇〇	一二五、四五六
超過利益稅	—	八六、〇〇〇	八六、〇〇〇

右諸稅に於ける増收額は二億六千二百八十八萬六千磅に上ると雖も、超過利益  
 稅の如きは戦後に於ては其性質上、當然廢止せらる可きものに屬する一方に、所得  
 稅亦戦前又は戦前に近き稅率まで輕減せられざるを得ず。而して今日まで發行  
 せられたる軍事公債の利子のみを以てするも、戦後に於ては一億二千萬磅内外の  
 公債費増加を必要とするを以て、之に戦後に於ける軍人恩給、遺族扶助、軍器艦船の  
 修理若しくは軍備擴張等に要する經費を加へて、計算するときには、收支均衡を維持  
 する爲めに、從來と異なる方面に國庫收入の増加を求めざる可からず。彼のシ  
 ドニー・ウェツプ氏等の率ゆるフェビアン結社の一派の主張する郵便事業の改良、  
 鐵道炭坑保險諸事業の國營に依て、國庫に増收を謀らんとするの提案も亦一箇の  
 識見たるを失はずと雖も、之と同時に關稅制度を改革して、増收を得るの所說の如



き、南阿戦後に於けるよりも、更に大なる勢力を以て、世間に提唱せらるゝに至らざるやを必ず可からざるなり。

更に是等の事情よりも強大なる壓力を英國現時の關稅制度に加へ、其改革を促さんとするに至る可きものは、即ち國防上の見地より來る所説にして、從來の如く自由貿易政策の下に、英國が國民の好む所に從て、外國より貨物を輸入し、又國民利益の命ずる所に據て、外國に貨物を輸出したることが一方に國民全體の繁榮を誘致したりとするも、他の一方に於て國防に缺陷を惹起し、戦時に於ける國家の存在、國民の生活を危険ならしむる以上は、平生より貿易の自由に制限を加へて、以て國防の充實を謀らざる可からざるが如し。現に今回の戦争に就て見るに、戦争に伴う事變は國家の安全を維持するの見地より、貿易の自由を制限するの已むを得ざるの處置に出でしめ、或は奢侈品の消費を抑制し、有用なる職務に對する勞働の供給を豊富にし、船腹の餘裕を謀り、外國爲替の逆勢を矯正する等の目的を以て、或る種類の輸入を制限し、又は禁止し、一方に國內の供給を豊富にし、敵國の利用を妨遏する目的を以て、或る種類の輸出に制限を加ふるが如き、異常の處置に出で、自由貿易

易論者亦大體に於て斯る應急的計畫を是認したり。然れども更に一步を進めて戦争終熄し、平和の恢復したる曉に於て、尙ほ曩日敵國たりし諸國に對する國防を完成する爲め、關稅上の障壁を設け、諸國との貿易を制限すること恰も戦時を通じて、戦争の爲めに貿易上の關係の斷絶したるが如くするの必要あるや否やの問題に至つては、其解決に就て、大なる論争を惹起さざるを得ず。アダム・スミスは百數十年前に國防の爲めに繁榮を犠牲に供するの道理なることを論じたり。國防上の要求を充す爲めには、國民一時の繁榮の如き、時に之を犠牲に供するを憚らず、否斯くすることに依て、國民永遠の繁榮を誘致するを得べしと雖も、關稅に依て、貿易を制限し、斯くて繁榮を傷くるは、果して國防の要旨に適ひたりとす可きや否や、一の問題たらざるを得ざる可し。

思ふに聯合諸國が戦後國際間に起る可き經濟上の問題として、戒心の値ありと考ふるは、第一獨逸が他日の戦争に臨んで富力を備ふる爲めに、一意經濟的勢力の復舊に勉め、第二諸外國に向つてダムピング其他の方法に依て、經濟的侵入を企て、第三戦争の持久力又は主要産業の維持に必要な原料品若しくは生産上の課程

を内外市場に於て獨占することの三點にして、之に對する政策として主張せらるゝは、第一英國をして、戦時并に平時を通じ、從來よりも外國物資の供給に依頼する程度を少なからしめ、第二英本國と殖民地との間に於ける經濟上の關係を鞏固ならしめ、第三聯合諸國間に於ける通商上の關係を密接にし、聯合諸國を擧げて、實質上自足自給の經濟組織たらしめ、第四中歐諸國の聯合諸國に對する貿易關係を禁絶することの諸點に外ならず。是等の内、第三第四の事項は明に巴里經濟會議の決議に上り、決議B、聯合諸國商業、工業、農業、海運業恢復期に於ける過渡的計畫に於て、諸國は破壊、掠奪、不當徵課に依て、損害を蒙れる諸國の再興を保證する爲め、諸國の原料品、農工業上の設備、貯藏品、商船等に對する諸國の優先權を承認し、聯合諸國は諸國間の同意に依て決定せらるゝ期間、敵國に最惠國の取扱を與へず、又此期間諸國が敵國に最惠國の取扱を與へざる爲めに、其貿易に有害なる影響を蒙りたるときには、之を補償す可き販路を聯合諸國內に於て、確保す可しとし、聯合諸國は經濟恢復期間を通じて、各自の間に天然資源の供給を保留し、其交換を助成する爲めに、特別の約定を結ぶ可しとし、聯合諸國の農工商業并に海運業をしてダンピング

其他不正競争に基く經濟的侵略を免かれしむる爲めに、聯合諸國は或る期間を定め、敵國の商業を特別取扱の下に置き、是等の國を原産國とする貨物に對しては、輸入を禁止するか、又は有效なる特殊の取締を加ふ可しとし、進んで決議C、聯合諸國間に於ける相互援助、共同に關する永久的計畫に於て、聯合諸國は經濟的活動の正常なる發達に必要な原料品并に製造品に關して、敵國より獨立す可く、單に供給の源泉に關して獨立するに止まらず、金融上、商業上并に海運上の組織に就ても亦獨立す可しとし、更に他の細目に就て、種々の規定を掲げたり。故に巴里經濟會議の決議にして聯合諸國の履行する所と爲らんか、諸國は敵國に對して貿易上の關係を制限し、又敵國が中立諸國に向つて、貿易其他經濟上の發展を企てんとする場合に、之に妨碍を加へ、敵國をして經濟上に困惑せしむることを期するに至らざるを得ず。而して此目的を達する手段として、聯合諸國は航海條例、會社法、特許商標法、取引所法等に差別主義を根據とする規定を設け、敵國の聯合諸國に有す可き經濟上の機會を奪うに力を致す可く、經濟會議の決議中にも之に關する條項の存するものありと雖も、關稅の如きも亦此武器として、最も重要なものたるを失はず。然

れども關稅を武器として、外國の商業を苦しめんとする以上は、其物資に課するに、重率の輸入税を以てし、斯くて其輸入を制限するを必要の手段とす可しと雖も、斯の如くして英國は能く將來の戦争に臨んで、其地位を鞏固ならしむるに足るや否や、一考を要する所とす可し。

三

思ふに獨逸にして今回の戦争に於て在來の勢力を根柢より、勦滅せられたりとせんか、戦後の國際經濟競争に就て、何等の問題を遺さずと雖も、斯の如き状態の起るは、遽に之を想像する能はず、少なくとも現状又は現状に近き有様を以て、平和の恢復を告げんか、戦後に獨逸の爲さんと欲する所は即ち内地の産業組織を鞏固にし、外國に向つて其産物の販路を求むると共に、主要工業を國內に助長するの諸點に外ならず。斯の如くして、戦時に蒙れる傷痕を治愈するは獨逸の願望とする所なり。此秋に當つて、獨逸が英國、殖民地、他の聯合諸國に對する貿易其他經濟上の關係を遮斷せられ、世界の大半に於て、取引先を失うは其苦痛とする所たるに相違なしと雖も、斯く獨逸に苦痛を加ふるは、英國自身の利益を以て目するを得るや否

や。此點に於て世人の懐く誤解は英獨兩國貿易の不均衡を根據としたる議論なり。即ち從來の事實に徴するに、英國の對獨輸出は獨逸の對英輸出に比較して、甚だ少なきを常とす。一國の輸出入貿易を以て、個人の賣買と同一視する論者は此事實を以て、英國は獨逸に賣る所少なくして、獨逸より買ふ所多く、賣買の不均衡斯の如きに於ては、英國は不利にして、獨逸は有利なりとするの結論を案出せんとするものゝ如し。試に最近十數年間の統計を抜抄するに、左の如し。(單位一千磅)

英國の對獨輸出	獨逸の對英輸出
一九〇一年	二二、五七三
一九〇二	二二、八五〇
一九〇三	二二、五五〇
一九〇四	三三、〇二〇
一九〇五	三九、二八三
一九〇六	四〇、三六二
一九〇七	四〇、六七七
一九〇八	四〇、六七七
一九〇九	四〇、六七七
一九一〇	四〇、六七七
一九一一	四〇、六七七
一九一二	四〇、六七七
一九一三	四〇、六七七

千九百一年に於ては、英國の對獨輸出と獨逸の對英輸出との割合は一と一、三八なりしが、千九百十三年に於ては一と一、八七と爲り、貿易の不均衡甚だしきに至れ

り。此事たる、要するに英國が獨逸に對して債權を有し、又は國際取引に於ける勤勞を有し、之に對する支拂を貨物の形態に於て受け、或は他國に對して同様の事情の下に有する債權の支拂を獨逸を經由して受くるが爲めに生ずるものにして、何等異とす可きの事實なきに拘はず、一部の論者は之を以て英國貿易に於ける不利の状態なりとし、又英國に對する獨逸の經濟的侵略なりとして已まず。戦後の關稅政策に於て英國が獨逸の貿易を遮斷し、獨逸亦英國の物資に對して市場を閉鎖したる場合に、英國の蒙る損害は獨逸の蒙る損害に比較して、遙に少なしとするが如き意見を懷き、之に基きて、英獨兩國貿易の斷絶を以て、獨逸に致命傷を加へて、英國は輕微の負傷に止まるとするものなれども、英國は獨逸に對して、單に有形の物資のみを輸出するに非ず、無形の物資を輸出して、以て國際貸借の均衡を求めつゝあるものなるが故に、其失う所は即ち有形無形兩種の物資に及び、單に輸出價格の少なるの故を以て、損害亦小なる可きを斷定する能はざるなり。

或は聯合諸國と同盟諸國と相對抗して、貿易上の關係を斷絶するとき、前者の後者に比較して、自足自給の状態に近きだけ、損害亦寡小にして、隨て他に大なる打撃を加ふるを得べしと云ふ説あり。然れども今日世界に於て、貿易の關係を有するは聯合諸國と同盟諸國とのみに止まらず、別に有力なる中立諸國の存することを記憶せざる可からず。而して今、英國、殖民地並に聯合諸國を包含する關稅の障壁築かれたりとせんか、其英國と中立諸國との貿易を困難ならしむる一方に、獨逸と中立諸國との貿易を助長するの結果を生ずるに至るを疑はず。蓋し大英帝國と聯合諸國とを包容する關稅區劃の設けらるゝことありとするも、其領土内に於て、人民の需要する萬般の物資を供給するが如きは、到底望む可からざる所にして、英國の如きは中立諸國殊に南北阿米利加より原料品並に食料品の供給を仰がざるを得ず。試に千九百十三年中英國の輸入したる原料品食料品中、五百萬磅以上の價格に上れるものに就て、供給地の外國並に殖民地の別を掲ぐれば、左の如し。單位一千磅)

食 料 品

諸外國より		大英帝國より	
輸入價格	百分率	輸入價格	百分率
鶏 卵	九、六〇〇	一〇〇	

品名	原 料	品	品
王 罽 黍	一三、六〇〇	九九	二〇〇
砂 糖	二二、一〇〇	九六	一、〇〇〇
獸 脂	五、三〇〇	九六	二〇〇
果 實	一〇、四〇〇	八六	一、七〇〇
裸 麥	四、九〇〇	八六	八〇〇
牛 酪	一九、五〇〇	八一	四、六〇〇
野 菜	四、三〇〇	七九	一、二〇〇
肉 麥	四一、四〇〇	七四	一三、九〇〇
大 麥	五、九〇〇	七三	二、二〇〇
小 麥 粉	二六、五〇〇	五三	二三、七〇〇
乾 酪	一、三〇〇	一八	五、七〇〇
茶 酪	一、七〇〇	一三	一、一〇〇
塊 鐵	七、三〇〇	九八	一〇〇
棉 花	六八、六〇〇	九七	一、九〇〇
製紙原料	五、五〇〇	九五	三〇〇
木 材	二八、三〇〇	八四	五、五〇〇
金 屬 塊	七、五〇〇	七三	二、七〇〇

品名	原 料	品	品
原 油	二五、五〇〇	六一	一六、一〇〇
雜 品	二一、九〇〇	五五	一七、九〇〇
皮 草	七、〇〇〇	四七	八、〇〇〇
織物原料	九、二〇〇	四七	一〇、五〇〇
羊 毛	九、三〇〇	二四	二八、四〇〇

英國は全世界に散在する殖民地を以て、本國に對して原料品食料品を供給する地に充つるやの説あれども、之を事實に就て檢するに、殖民地より多く供給を受くるは食料品に於て乾酪、茶の類、原料品に於て羊毛あるのみにして、他の物資に至つては、諸外國殊に今回の戦争に於て中立の地位に居る諸國より専ら供給を仰ぐものならざるはなし。斯る状態の明なる場合に、關稅上の障壁を設けて、英國自ら中立諸國との貿易を疎隔したりとせんか、一方に諸國をして資易上獨逸に親ましむるの結果を生ぜざるを得ず。蓋し獨逸の製造業者は聯合諸國の市場を閉鎖せられたる結果として、中立諸國の市場を開拓するに全力を用ひ、中立諸國亦聯合諸國が保護又は特惠の目的を以て、外國の貨物に重税を賦課するの處置を喜ばずして、之に報復を加へんとする一方に、獨逸の如き國は合衆國若しくは南米諸國の如き

中立國と有利なる條件を以て、通商條約を締結するを欲す可し。斯くて中立諸國をして聯合諸國に對するよりも、同盟諸國に對して、多く接近するに至らしめんか、聯合諸國の間に稍や大なる經濟上の組織を設けたりとするも、爲めに生ずる利益の局限せらる可きや論を俟たず。少なくとも英國の如き従來自由輸入の政策を以て、貿易上の關係を律したる國に就て云ふときは、多數の供給源泉を殊更に制限して少數とするの不利は到底免かる能はざる所に屬すとす可く、此不利益を目前に控へながら、更に他國に大なる不利益を及ぼすことを理由として、自ら之を甘受す可しと云ふが如き、遽に一般の賛成を博するに値せざる議論なり。

## 國家の生物學的觀察

田中萃一郎

ダーウインの『種源論』が學界に提供されたのは一八五九年のことで、同書の第五章には進化論が人の起源來歴の上にも説明を與ふ可きことを豫想してある。然るに初めて組織的に進化論を論述したヘッケルは生物進化論のうちに人種又は個人、家族、團體、國家等の社會の來歴をも説く可きことを首唱した。そこでペーシオットは直ちにダーウインの生存競争説を政治組織の發展の上に適用し、一八七三年を以て『自然學と政治學』と題する小冊子を公にした。この書の冒頭に『現代の一特色は自然科學的知識の暴かに増進せること是なり。……新思想が如何に一二の要點に於て、二個の古き學問、即ち政治學と經濟學とを變革せるやを簡單